

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山市職員互助会補助金		市の担当部課	経営部総務課		
				問い合わせ先	0568-44-0302		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市職員互助会		代表者名	会長 山田 拓郎		
関係規定	法令	地方公務員法第42条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市職員互助会補助金等交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和51年度以前	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		犬山市職員の福利厚生事業を担う互助会に代わる団体はないため					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		互助会は、職員の相互共済及び福利増進を図ることを目的としており、ひいては市民サービスの向上に資するものであるため必要である。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算		
		3,680,066 円	3,818,527 円	4,311,850 円	4,773,000 円		
		(3,680,066 円)	(3,818,527 円)	(4,311,850 円)	(4,773,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		福利厚生事業として、人間ドック受診補助、親睦行事補助、クラブ活動補助を実施					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		16,028,888 円			
		うち補助事業全体の経費		12,185,752 円			
		うち補助対象経費		12,185,752 円			
		補助対象経費の内訳		人間ドック受診補助		6,476,040 円	
				親睦行事補助		5,587,710 円	
				クラブ活動補助		94,506 円	
事務消耗品				27,496 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2（人間ドック事業に係る経費にあっては1/4）			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	年度初めに予定事業費を支出し、年度末に事業費の確定後、精算を行うため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		福利厚生事業として、人間ドック受診補助（408人）、親睦行事補助（559人）、クラブ活動補助（2クラブ）をそれぞれ実施することにより、職員の福利厚生・健康増進が図られた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		18,835,791 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和3年度の実績に基づき作成しています。